

Title	醍醐寺地蔵院流と鎌倉幕府：実勝・親玄を題材に
Sub Title	The Daigo-ji Jizo-in lineage and Kamakura Shogunate : the cases of Shingen and Jissho
Author	野村, 航平(Nomura, Kohei)
Publisher	三田史学会
Publication year	2025
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.94, No.1/2 (2025. 1) ,p.1 (1)- 30 (30)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20250100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

醍醐寺地藏院流と鎌倉幕府

——実勝・親玄を題材に——

野村航平

はじめに

あづまの人の、都の人に交はり、都の人の、あづまに行きて身を立て、また本寺・本山を離れぬる顕密の僧、すべて我が俗にあらずして人に交はれる、見苦し。⁽¹⁾

『徒然草』第一六五段でこう評されたように、鎌倉期の都市鎌倉には京から下向して活動した公家（関東祇候廷臣）や諸道の輩、そして顕密僧が数多く存在していた。こうした京下りの多種多様な人材は幕府権力を頼り、鎌倉で身を立てるべく尽瘁したが、『徒然草』の評言は、こうした存在が広く見られたことを裏付ける。本稿で取り上げるのは、「本寺・本山を離れ」た「顕密の僧」で

ある。

鎌倉を活動拠点にして將軍に奉仕した僧侶は「幕府僧」〔幕府勤仕僧〕と概念化されている。⁽²⁾「幕府僧」は將軍御願寺をはじめとする鎌倉での所職を得て、幕府の後援を受けつつ畿内権門寺院の長官職に就くことがあった。先行研究においては、こうした現象を、幕府の主体的な寺社政策と捉える見方と、⁽³⁾「幕府僧」の主体性を重視して、幕府による受動的な対応の帰結にすぎないとする見方とが併存している。⁽⁴⁾無論、実態としては双方の視点に即した分析が可能であるが、大寺社の長官職は本来その任命権を朝廷が有するだけに、幕府の国制的位置付けをめぐる議論に関わって重大な問題となるのである。⁽⁵⁾

この問題を考えるための好個の事例が、醍醐寺地藏院親玄の醍醐寺座主就任である。親玄（建長元年（一二四

九)―元亨二年(一二三二)は久我通忠の息であり、文永九年(一二二二)に地藏院流の親快から伝法灌頂を受けた。⁶⁾鎌倉では將軍久明親王や得宗北条貞時に奉仕し、永福寺や久遠寿量院の別当に就いた。なかでも特筆すべきは、幕府の推挙を得て永仁六年(一二九八)および乾元二年(嘉元元年、一三〇三)の二度醍醐寺座主に就任したことである。特に初度の就任は「関東拳、于^レ時僧正、住^二関東、未^二入寺、無^二官符、無^二拜堂」⁷⁾と批判されるが、かえって幕府が持つ影響力の大きさを物語る事例としてよく知られている。

加えて、親玄は鎌倉滞在期の日記『親玄僧正日記』(以下、『日記』⁸⁾)が現存するなど、行状が比較的明らかであることもあり、専論もいくつが存在する。伊藤一美氏は、親玄の祈禱活動や人間関係、経済基盤などを取り上げ、親玄周辺の基礎的な情報を整理した。⁹⁾石田浩子氏は、特に鎌倉下向後の親玄に着目し、親玄が抱えていた相論等を取り上げつつ、自流の醍醐寺内における地位が鎌倉在国時の親玄の活動も規定していたことを指摘した。¹⁰⁾これは親玄が朝廷と幕府に両属する存在であるとも換言できる。¹¹⁾いずれも基礎的な研究として重要であるが、親玄が鎌倉に下向した背景や、座主就任の経緯については、

なお検討の余地が残されている。¹²⁾親玄の下向僧という側面を重視しつつ、親玄の座主就任や鎌倉での活動形態についてより検討を深める必要があると考える。

次に、親玄と同じく親快の弟子である遍智院実勝も注目に値する。実勝は西園寺公経の息、親快の弟子として親玄と地藏院流の嫡庶を争った人物である。親玄に先立つこと八年の文永元年(一二六四)に親快から灌頂を受け、¹³⁾また同様に親玄に先駆けて弘安十年(一二八七)に座主になっている。本論で述べるように、実勝も短期間ながら鎌倉に下向したことが知られ、さらに幕府の関与を受け寺内の権益を保持した人物であった。しかし管見の限り実勝に関する研究は少なく、基礎的な事蹟考証も不足している。¹⁴⁾実勝の活動を跡付けたうえで、親玄に先行する事蹟として定位する必要がある。

本論では以上の問題意識に立ち、まず醍醐寺における地藏院流の位置を探り、次に実勝・親玄と幕府権力との関係を追跡する。これをもって「本寺・本山を離れ」た「顕密の僧」が鎌倉幕府とどのような関係を構築し、またたいかなる成果を得たのかについて検討したい。

なお、史料引用中、() は割注・小書、『』は異筆・追筆、／は改行を示す。

第一章 醍醐寺における地蔵院流

第一節 地蔵院流と実勝・親玄

本節では、醍醐寺内において地蔵院流が占めた位置を概観する。醍醐寺流の法流分化や法流間相論については、既に石田氏や藤井雅子氏によって大枠が提示されている。⁽¹⁵⁾ここでは改めて地蔵院流を軸に再整理し、更に実勝と親玄の關係にも考察を及ぼしたい。

まず、地蔵院流は三寶院流に属す法流である。三寶院流は成賢の弟子の代で分派し、道教方・深賢方・憲深方等に分岐する。親快は道教と深賢から受法し、この道教の法脈を地蔵院流と称する。名称は、深賢の創建にかかると院家地蔵院による。地蔵院流は三寶院流の嫡流を自認したが、同じく嫡流を主張したのが憲深方の報恩院流である。三寶院流嫡流によって相承されるべき醍醐寺座主に憲深が任じられたことは、報恩院流が嫡流を自認する契機となった。⁽¹⁶⁾しかし、親快は憲深からも灌頂を受け師資の關係にあつたためか、両流が目立って対立した形跡はない。

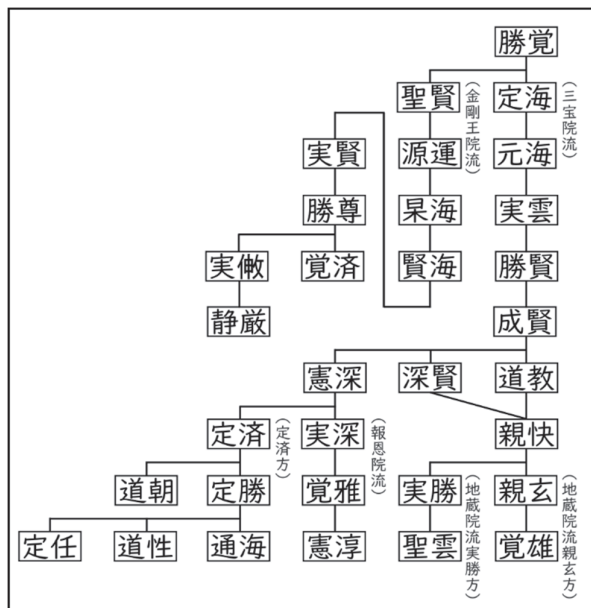
地蔵院流との対立關係で問題になるのは、憲深弟子の定済である。定済方からは座主が輩出され、この血脈は

後に三寶院門跡に結実する。地蔵院流と定済方は多くの面で対立したが、代表的なものとして、三寶院と遍智院を対象とした相論が挙げられる。両院は醍醐寺の中核的な院家で、三寶院流嫡流に相伝されていた。

三寶院は憲深から定済へ相伝され、以後も定済方による管領が朝廷より認められていた。同様に遍智院も定済が裁許を得たらしい。遍智院をめぐる相論は長期に亘ったが、結局のところ、親快の管領は叶わなかった。親快は三寶院・遍智院を実勝に譲与したが、その譲状は実態を伴わなかったと考えられる。⁽¹⁷⁾

ただし注目すべきは、実態を伴わないといえ、両院が譲られたのが実勝であつたことである。実勝は親快の灌頂弟子の最上位につけていたため、このような譲与が実現したと思われる。周囲に「実勝者、親快始雖擬_レ附属_一」と理解された所以であらう。⁽¹⁹⁾

一方の親玄は、文永十年（一二七三）に親快から地蔵院を譲られている。⁽²⁰⁾親玄は地蔵院経蔵に納められる聖教を根拠に、自身の正嫡性を主張した。この結果、「累代相承聖教本尊等、親玄大僧正讓_二得_レ之_一、嫡流之糸人所_レ知也」と、親玄こそが親快嫡弟であるという周囲の認知を得るに至る。続けてその内実を追跡したい。



『新要録』卷第十四「座主并法流血脈篇」、「野澤血脈集」卷第二（『真言宗全書』三九卷）により作成。

親玄の主張によれば、地藏院経蔵に納められる聖教類は、三宝院流の基幹となる聖教であった。この聖教類は一括して、だいのかわて台皮籠と称される複数の箱に納められ、勝覚以来相承されていた。⁽²²⁾ 台皮籠は元々遍智院に納められていたらしいが、親玄の主張では、親快が三宝院・遍智院から地藏院に移した聖教群があるといい、ここに台皮籠も含まれていた可能性がある。⁽²³⁾ 後に親玄が「今三宝院ハヌケカラニナレル也」と誇る所以である。⁽²⁴⁾

台皮籠は、建治二年の親快入滅に際して親玄に譲与されたと思われる。死の直前、親快は親玄に「孔雀経・仁王経・太元・後七日・如法尊勝・如法愛染王・普賢延命・請雨経・大鎮宝事・舍利重宝」等の「書籍・日記并重宝等」を譲与したが、これら聖教・重宝類は台皮籠そのものと推測されている。⁽²⁵⁾

親快が親玄を選んだ経緯は『続伝灯広録』によると次のようである。⁽²⁶⁾ 親快は元々実勝の器量を認め、瀉瓶の弟子となすべく、その内意を実勝の父、西園寺公経にも伝えていた。しかし、実勝は常に西園寺家に身を寄せていたうえ、華美を事とするなど、親快の意向に適うことがなかったため、親快は親玄を瀉瓶の弟子と改めたという。親快危篤に際しても、実勝は西園寺家の別業「北山之

亭」にあり、親快入滅の報を聞きようやく親快の居所である太秦桂宮院を訪れたという。

対して親玄は、危篤の親快のもとに向いていた。親玄自身の記録によると、親快は親玄に、「実勝法印者年来同宿之仁ナレトモ、イカニトヤラン、我身ニハ然トスチカフ様ニ有」と述べ、「宗大事等汝ニ可ニ申置一也」と伝えた。また初重から第三重に至る灌頂について、「灌頂大事ト申ハ第二重ヨリヲ申也」と語り、実勝には初重の灌頂のみを授けたが、親玄には第三重まで授けるとして、病体を起こし親玄に印明を伝授したという⁽²⁷⁾。

以後、紆余曲折を経つつも親玄は台皮籠を相承し、親快嫡弟として振舞った。実勝はこれに異を唱えたが、親玄の兄、久我具房の取り成しにより、台皮籠の書写を実勝に認めることで両者の融和が図られた⁽²⁸⁾。

この後、両者の直接的な対立は見られない。実勝没後のことではあるが、親玄は龜山院から「一流正統」としての認知を得ていたうえに、幕府からも三宝院流正嫡であることの安堵を得ている⁽²⁹⁾。

以上、実勝と親玄は同法でありながら、対立的な側面も有していたことを確認した。この対照的な両人が共に鎌倉要人と深い関係を有していたこと、そして幕府権力

の介入を得た事実鑑みれば、その背景に、地藏院流の地盤沈下という共通の問題が存在したと考えるべきである。三宝院・遍智院をめぐる相論はその具体例であるが、地藏院流にとって特に重大な問題となったのは、座主職をめぐる法流間相論であった。次節では、親快と座主職について検討する。

第二節 地藏院流と醍醐寺座主職

座主職は従来三宝院流で相承されていたが、貞永元年（一二三二）に金剛王院流の賢海が座主に補任されたことを契機に、法流を問わず、器量の僧侶が選任されるようになる。前節で言及した憲深や定済も、王朝権力との関係の深さや、経済力を見込まれた任用であったと考えられている⁽³¹⁾。

こうした傾向について、親玄自身が言及した文章が伝わる。次に掲げるのは、次期座主を望む親玄申状の断簡である。

【史料1】（年月日不詳）親玄申状案⁽³²⁾

（前欠）右当寺者三代聖主勅願、四百余歳未_レ逢_二火災事_一之伽藍也、而通海之門徒違_二背座主_一、而閉_二龍金堂_一之間、覺濟之門徒等為_レ追_二罰_一、相_二語方々

悪党等、押寄金堂^一而合戦、閉籠之凶徒敗北之間、忽放火金堂・鐘樓・廻廊等、悉成灰燼畢、（中略）覺済者雖歴数年、猶確執之、通海者以莫大之成功、超越上首、可被補之由申之、座主補任既卅余代、年紀三百余歳、募成功補当職^一例未聞先規、希代珍事也、所職瑕瑾也、若彼等被^レ処^二罪科^一者惡行（後欠）

現任座主覺済の罷免を要求しつつ、次期座主の対抗馬である通海を痛烈に批判している。金剛王院流の覺済は四十五代座主（正応六年（一二九三）〜永仁六年（一二九八））であり、定済方の通海と対立していた。本文中にある座主方の攻撃による金堂回祿は永仁三年（一二九五）十二月十九日の出来事であったから、本申状は恐らく永仁四年〜同六年の起草と比定される。⁽³³⁾

ここで親玄は、通海は「莫大之成功」をもって座主就任を望んでおり、これを前代未聞として激しく非難している。座主には堂舎造営の遂行が期待されたため、就任希望者は自身の経済的実力を武器に正統性を主張することがあった。しかし、十三世紀の終盤に至ると、更に進んで座主職自体が売官の対象となる可能性も生じていたのである。

それでも親快は、自身の正嫡性を根拠に座主を望み続け、座主補任の勅約を獲得したと考えられる。まずはその前提として、建長三年（一二五一）、座主となった憲深に下された後嵯峨上皇院宣を見てみよう。

【史料2】（建長三年）六月六日付後嵯峨上皇院宣⁽³⁴⁾

醍醐寺座主事、所被^レ宣下^一候也、是非被^レ付三
宝院門跡、依^レ當時之器量、所被^レ補也、可^レ令
存^レ其旨^一給上者、依^レ院宣^一執達如^レ件、
六月六日^(建長三年)大宰権帥（花押）

極楽房法印御房^(憲深)

先行研究においては、この文書をもって座主職は「三
宝院門跡」すなわち三宝院流に付属しないことが明示さ
れたと理解されている。⁽³⁵⁾

次に、建治二年（一二七六）、定済が座主に還補（三
十九代）された際、座主就任を逸した親快に対して下さ
れた龜山上皇の院宣を掲げる。

【史料3】（建治二年）五月廿三日付龜山上皇院宣⁽³⁶⁾

（端裏書）「院宣案（建治二五廿三／親快法印寺務院
宣案）」

醍醐寺座主職事、非被^レ付^二三宝院門跡^一之由、建
長 院宣分明歟、於^二今度^一者被^レ優^二旧勞^一、所被^レ

還^レ補^二定済僧正^一也、忝可^二辞申^一之由被^二仰出^一了、
其時早可^レ被^レ補也、可^下令^レ存^二其旨^一給^上之由、

院御氣色所^レ候也、仍執達如^レ件、

(建治二年)
五月廿三日 中納言經俊

覺^{親快}洞院法印御房

この院宣は、公家社会において「建長院宣」が座主補任の根拠となっていたことが分かる事例と理解されている。⁽³⁷⁾内容を整理しておく、①「醍醐寺座主職が「三寶院門跡」に附属するわけでない」ことは建長の院宣【史料2】に明らかである。②しかし今回は、「旧勞」(定済の造営の功績などか)を賞するために定済を再任するのである、③すぐに辞職するよう命じてあり、その次は親快を任命する予定である、という論旨である。

しかしながら、親快自身が三寶院流(ひいてはその嫡流)に列なるために、院宣の「三寶院門跡」が、三寶院流・三寶院門徒を指すとは解せられない。「門跡」の語義は多様であり、本来は法流・門流を意味したものが、次第に院家・院主、更に貴種住持の院家・院主という語義が生じてくる。⁽³⁸⁾この院宣で親快に対して「三寶院門跡」に附属するわけではない」と釈明されるとき「三寶院門跡」は、広義の三寶院流ではなく、院家の三寶院

を管領する者、ないしはその門流を指していると理解すべきだろう。⁽³⁹⁾

したがって、この院宣の主旨は、三寶院を管領していない親快にも座主就任の資格はあり、定済辞任の後は親快を補任するという勅約にこそあると考えられる。

しかし、親快はこの院宣が下された三日後に入滅する。建治の院宣は、恐らく死を目前にした親快に対する措置であつたと思われる。勅約を得た親快は、入滅の直前に親玄に対して座主職を譲与している。⁽⁴⁰⁾勅約が弟子の親玄の代で履行されることを願い、実態の伴わない座主職の讓状を与えたと推測される。

この経緯については、後に親玄も自身の座主就任の根拠として主張している。永仁三年(一二九五)、親玄が幕府に提出した申状の一節を引用する。

【史料4】永仁三年八月日付親玄申状案⁽⁴¹⁾

凡先師親快法印、究^二密教之奥蹟^一、為^二当流之正統^一之間、被^レ優^二器用之難^一棄、雖^レ賜^二勅約之院宣^一、無^レ達^二鶴望於蒼穹^一兮、徒慙^二微運^一、不^レ待^二鳳詔於紫泥^一兮、空唱^二円寂^一、

親快は密教の奥義を究め、三寶院流の「正統」として「勅約之院宣」を賜ったが、宿望は達せられず、空しく

入滅したと記されている。この「勅約之院宣」は【史料3】に該当するとみてよい。

しかし、定済以後の座主職は、四十代定勝（建治三年（一二七七）、四十一代道性（弘安六年（一二八三）と、定済方で継承される。親快の弟子についてみると、実勝が鎌倉に滞在したのは弘安三年（一二八〇）であり、親玄の鎌倉下向は正応二年（一二八九）であった（後述）。すなわち、親快入滅以降、実勝・親玄と武家権力との接触が生じたことになる。地蔵院流が停滞するなか親快が入滅したことが、実勝・親玄の武家権力接近の前提をなしたと考えて大過ないだろう。

以上を踏まえ、次に実勝と親玄の座主就任と幕府との関係について検討したい。

第二章 実勝の場合

第一節 実勝の鎌倉下向と安達泰盛

弘安十年（一二八七）、実勝は四十二代座主に補任される。その経緯を直接記す史料はほとんど存在しないが、手がかりとなるのが、【史料4】の親玄申状における実勝に関する記述である。石田氏はこれを根拠に、実勝は幕府の推挙を得て座主に就任したと理解した。やや長文

だが史料紹介も兼ねて全文を掲出する。中略部分には【史料4】が接続する。

【史料5】 永仁三年八月日付親玄申状案⁽⁴²⁾

親玄上啓、

請_レ被_下殊預_中御吹拏_上任_中数代相承道理_中補_中醍醐寺

座主職_上状

副進

一卷代々讓状案

一卷編旨・院宣等案

一卷相承次第目安

右、彼座主職所望事、專撰_二法水之正流_一、被_レ補_二当寺之執務_一者、向上之佳猷、承前之流例也、爰親玄苟以_二愚昧不肖之微質_一、恐為_二師資附囑之嫡流_一、云_二秘密之伝受_一、云_二練行之薰修_一、旁当_二其仁_一、何無_二勅許_一哉、^①仍去正応三年聖兼僧正辞_二申此職_一之刻、粗勒_二所存_一雖_二經_一奏聞、恩裁猶滯、沈淪含_レ恨、而以_二靜嚴僧正_一被_レ補_二之間、更非_二其器_一、須_レ被_二改替_一之旨有_二一寺之鬱訴_一、驚_二三漏之覬聞_一、自_レ茲親玄就_レ為_二理運_一、忝蒙_二勅約_一畢、此上者 聖断不_レ可_レ及_二予議_一之处、忽被_レ改_二朝儀_一、又以_二同末流覺濟僧正_一被_レ補_レ之、然間、我寺之荒

廢、密壇之衰微、職而由斯、歎而有_レ余者歟、(中略)②其後弘安十年実勝法印為_レ彼遺弟、適補_二此職_一之處、頻有_二衆徒之結構_一、依_レ及_二当所之御挙_一、不

被_レ究_二測底_一、即被_レ止_二寺務_一、訖、実勝雖擬_二申_一披子細、忽被_レ相_二侵重病_一、不_レ能_二披陳_一所_レ令_二入減_一也、③親玄奉公頗雖_二日淺_一、祈念偏在_二天長_一、凡厥_二上將・副將連々御祈大法秘法度々之勤仕_一、隨分抽_二精誠愚忠_一、仰_二高察・枉預_一一顧之御挙、欲_レ遂_二多年之宿望_一、就中祖師勝賢僧正建久五年右大將家御時參_二向于関東_一、修_二三箇之秘法_一、勤_二一会之唱導_一、成賢又建曆・嘉祿勤_二仕御祈_一畢、代々之旧勞皆難_レ被_二棄捐_一者哉、將且近年者、南都北嶺自門他門雖_レ抱_二理訴_一、不_レ預_二勅裁_一之輩、猶以_二武家之嚴命_一、各全_二師跡之相伝_一、或令_レ達_二先途_一、或還_二補本職_一、傍例多_レ之、不_レ可_二勝計_一、何況親玄幸為_二楡関在任之身_一、何劣_二花洛疎遠之族_一、隨又此職事、④弘安・正応二箇度有_二此方之御推薦_一、先事之不忘、後昆之師也、且任_二相承之理致_一、且任_二勅約之詔命_一、早蒙_二東風之吹嘘_一、令_レ達_二底露之懇歎_一、掌_二彼寺務之職_一、散_二陸沈之恨_一、殊仰_二有道無偏之德化_一、弥祈_二四海八埏之靜謐_一矣、以_二

此等之趣、可_レ然之様可_下令_二洩披露_一給、仍上啓如_レ件、

永仁三年八月 日

石田氏は、傍線部④の「弘安・正応二箇度有此方之御推薦」に着目して、正応度の推薦は傍線部①の推挙と理解し、また弘安度の推薦は弘安十年の実勝補任であるとみて、傍線部②の「当所之御挙」に該当すると解釈する。

しかしながら、傍線部②の記述は、親快没後、実勝法印が「適(たまたま)」座主に補任されたところ、醍醐寺衆徒の反発をうけ、「当所之御挙」に及んだため、審理を尽くされることなく直ちに座主職を停止され、実勝は病に倒れ陳弁の機会なく入滅した、という意味である。したがって、「弘安・正応二箇度有此方之御推薦」というのも、親玄が推挙を求めるにあたり、幕府が醍醐寺座主職に関する推挙を二度行ったことがあるという前例を示したと考えるのが穩当であり、実勝補任の経緯を述べているとは思われない。傍線部②や④をもつて実勝の補任に幕府の推挙があつたと理解することは難しい。

ここで、実勝の鎌倉下向について追跡したい。実勝の授法記録『遍智院法印灌頂資記』⁽⁴⁾によると、実勝は弘安元年九月から同三年二月にかけて、高野山中性院で灌頂

を行つてゐる。この期間あるいは高野山に住してゐたかもしれない。その後の鎌倉滞在期について考えると、実勝の灌頂は、弘安三年二月十九日に高野山、同年九月十四日に「関東無量寿院」、同五年正月廿四日に醍醐寺の「西南院」で行われている（同書）。鎌倉滞在期間の上限は弘安三年二月、下限は同五年正月と想定できる。長く見積もつても二年に満たないほどの滞在となるが、注目すべきは、弘安三年九月三日、安達泰盛に灌頂を授けた点である。⁽⁴⁵⁾

泰盛と実勝が師資の契約を結んだ背景は明らかでないが、灌頂を授けたことで両者に深い紐帯が生まれたことは疑いない。まずは親快以来管領権を喪失してゐた遍智院を取り上げる。後の親玄の証言によると、定済入滅（弘安五年（一二二二））後の遍智院は、覚洞院院主に管領を認める旨の裁許が下されたという（後掲【史料9】）。実勝は覚洞院院主として遍智院を知行したようだが、定済方の主張はこれと真つ向から対立する。

【史料6】（年不詳）二月十八日付定任申状土代⁽⁴⁶⁾

（端裏書）「草 申状『定任御自筆』」

高良庄間事、（中略）依^レ之建長年中訴申之処、数度及^二訴陳、合^二評定、終親快之濫妨無^二其謂^一之

間、被^レ裁^二許^一于先師僧正^(定濟)了、仍知行無^二相違^一上、為^下絶^二向後之牢籠^一、全^中始終之領掌、且任^二数代相伝之理^一、且依^二多年御祈之勞^一、永付^二定^一門跡、可^レ令^二相伝知行^一之由、去文永十一年重被^下院宣了、而僧正入滅之刻、令^レ讓^二与定勝法印^一之処、纔不^レ全^二一代之相伝、不^レ及^二是非、俄被^レ仰^二付実勝之間^一、迷^二是非^一了、永代相掌詞、何様可^レ令^二存知^一乎、是併憚^二故泰盛之權威^一、有^二此御沙汰^一云々、（中略）以^二此等之趣、便宜之時、殊加^二御詞、可^レ令^下申達^一給^上候、恐々謹言、

二月十八日 権少僧都定任

謹上 兵部少輔殿

定済方の定任による訴状である。遍智院および高良庄を論所とする相論であり、親快が遍智院を巡つて定済と対立した結果、定済が勝訴したこと、そして同庄は定済門徒に継承されることが文永十一年の院宣で決せられたことが主張される。しかし、定済は入滅に際し、これら諸職を定勝に譲与したものの、「是非に及ばず」俄に実勝の知行が認められたという。そしてこの判断には、当時の治天、龜山院が安達泰盛の權威を憚ったことが背景にある、というのが定任の訴えである。

同様の認識は、知行を喪失した本人、定勝の訴えからも確かめられる。

【史料7】（年月日不詳）定勝申状⁽⁴⁷⁾

（前略）次高良庄事、（中略）而実勝捧^二先院御時
毀破院宣、掠^二申子細^一歟之間、不^レ預^二是非御尋^一、
無^二左右^一被^レ付^二実勝^一之条、難^レ堪^二愁訴^一也、此事
関東依^レ有^二吹拏^一、不^レ及^二理非御尋^一、被^二仰下^一歟
之由、内々承及也、（後略）

高良庄について「左右無く」実勝の知行が認められたのは、幕府の推挙があつたためであり、これにより理非の沙汰を経ずに龜山院の裁許が下された、と内々に聞き及んだという。

事実、先に触れた『遍智院法印灌頂資記』によると、弘安八年二月から、実勝は遍智院において灌頂を行つており、遍智院を名実共に管領していたことの証左になる。また同年三月十二日付の龜山上皇院宣案⁽⁴⁸⁾では、遍智院領越中国石黒庄の知行が実勝に認められている。これらを総合すれば、弘安八年の初め頃に実勝による遍智院の管領が実現したと推定される。この時期は、安達泰盛と龜山院が手を携えて実施した、いわゆる弘安徳政の最中である。実勝は泰盛が主導する幕府の口利きを得て、遍智

院の管領を回復したと考えられるのである。

しかし同年十一月、霜月騒動が生じ安達泰盛は死没する。したがって、同年七月の実勝座主補任に泰盛の直接的影響を考へることはできない。一方で、実勝の座主就任にはやはり龜山院の意向が看取できる。次節では龜山院と実勝の関係について考えたい。

第二節 実勝と龜山上皇

『新要録』『座主次第篇』の記載を通覧すると、座主補任に際しては、まず院宣等を用いた宣下があり、続いて正式な「官符」を自身の院房で請け取ることが通例であつたと分かる。実勝の場合、宣下について「於^二禪林寺殿、院宣給^レ之^一」と特記されているが、宣下の文書を拝領する場所が明記されているのは、歴代座主の中で実勝のみである。禪林寺殿は龜山院御所であり、新任座主本人が治天の御所に赴いて詔命を拝したことが異例だったため、こうした記載となつた可能性がある。泰盛亡き後も、実勝は龜山院の後援を受けて、寺内での地位を回復しつつあつたことを推測させる。

その傍証となるのが、龜山院皇子である聖雲法親王の実勝入室である。『実躬卿記』弘安十年四月十七日条に

は、「今日公朝々臣養君宮実勝法印醍醐房へ御入寺、先御院参、(中略)即今夜御出家云々」とある。龜山院御所に参上した後に実勝のもとへ入室したこの「宮」は聖雲法親王であろう。ここにも龜山院の実勝に対する信頼の厚さが窺える。聖雲は後に地藏院流実勝方を相承する。

次に、実勝の座主就任を記す史料として『醍醐寺座主讓補次第』を取り上げる。同書は、初代観賢から四十二代実勝に至る座主次第である。全体の基調として、定済方の相承を正統として支持し、金剛王院流や地藏院流などの座主に否定的である点に特徴がある。実勝の座主就任を記載する点で有益だが、当該部分は不審な箇所が多⁽⁴⁹⁾く文意不通と見なされてきた。

同書は『続群書類従』第四輯下に収録され、先行研究もこれに拠っている。底本は大須観音宝生院(真福寺)本かその同系統と推測されており、妥当と思われる⁽⁵⁰⁾(函架番号)六九乙一七)。同書は全三二丁の袋綴(現状解体か)であり、共紙表紙に打ち付け書き「醍醐寺座主讓補例/同祖師起請并 院宣案」の外題を有す。紙背文書も存し、正応六年正月一日、(永仁三年)閏二月廿六日、永仁五年正月一日等の年紀が認められる。以上を勘案するに、実勝の補任から十数年以上経過した時期に、

三寶院関係者、特に定済方周辺で製作された本と推定される⁽⁵¹⁾。大須観音宝生院(真福寺)本により、同書の末尾部分である四十一代道性、四十二代実勝の項を掲出する。

【史料8】『醍醐寺座主讓補次第』

第四十一法印權大僧都道性(安井宮、定勝弟子、三寶院相伝、)

弘安六年十月、任「定勝法印讓」被_レ仰_二下之、

第四十二法印權大僧都実勝

弘安十年七月□日、任「寺家之故実、依門跡

之流例、非「知法、非「宿老、無「勞効、無「

挙達、横以補、仍安井宮為門主、任「相承、

以「通海讓「賜三寶院、可_レ申「補座主」之由、

被_レ放「御教書」了、

囲み線を付したのは、本文が丸囲みされている部分である。見せ消さないしは切り出して別箇所への移動を意味すると思われる。残された部分を読むと、寺家の故実、門跡の流例に従って、安井宮(道性)は三寶院門主として、通海に三寶院を賜い、「座主補任を申請しなさい」という「御教書」を出した、となる。また囲み線を付した部分を読むと、実勝の補任は「非知法、非宿老、無勞効、無挙達、横以補」であったことになる。

ここで醍醐寺における次期座主推挙の手続きを参照しておく。新座主は前座主からの譲状を得て、座主単署あるいは座主・三綱連署の挙状を朝廷に申請し、これに基づいて座主補任がなされる⁽⁵³⁾。道性が通海に発給した「御教書」とは前座主の譲状に他ならないだろう。つまり、道性は実勝の座主就任を認めず、通海を新座主に据えようと画策したと思われる。

同書における本文の乱れは、実勝の座主補任を認めない立場の記述と、あくまで実勝の補任を事実と認めたいうえで、それを批判する記述とが混淆した結果と考えられる。同書は、外題に明らかなとおり、座主職の「讓補」の歴史を記した書であると総括できる。末尾に実勝が配されている点を踏まえれば、座主職に実勝が「横以（よこざまにもって）」補任されたことをうけ、その事実自体を批判し、道性から通海への讓補を肯定する立場の人物が醍醐寺座主の故実を主張した記録と総括できよう⁽⁵⁴⁾。

いずれにしても、定済方によってこれほどの痛罵を受けた実勝の補任は、故実に反した、突発的な出来事であったと思われる。それだけに、実勝補任の背後には龜山院の意志が看取され、更にその前提には、実勝と安達泰盛の深い紐帯があったと推測されるのである。

実勝は正応二年八月に座主辞任に追い込まれるが、このとき治天は既に伏見天皇に移っており、鎌倉では伏見践祚を計った平頼綱が政權を主導していた。こうした朝幕関係の変化が実勝にも影響を及ぼした可能性がある。実勝は拝堂も遂げないまま辞任に及んだが、『新要録』卷第十四「濫觴篇」によれば、未拝堂の辞任は実勝が初例であった。

実勝は翌年入滅するが⁽⁵⁵⁾、これと入れ替わるようにして親玄の活動が前景化する。親玄の鎌倉下向以降の事蹟と幕府との関係について、章を改め検討したい。

第三章 親玄の場合

第一節 親玄の鎌倉滞在

『日記』は正応六年から永仁二年にかけての、一貫して鎌倉における活動記録である。親玄は長期に亘り鎌倉を本拠としたが、東下の時期は未詳である。在鎌倉の史料上の初見は、正応二年（一二八九）十二月十七日に「関東雪下坊」で夢想を得た記録である⁽⁵⁶⁾。恐らくこれ以降、最低でも『日記』が続く永仁二年まで鎌倉に滞在し続けたことはほぼ確実である。では、鎌倉に拠点を置いたのはいつ頃だろうか。手がかりとなるのは次の親玄申

状二通である。

【史料9】(正応四年カ) 正月廿五日付親玄申状⁽⁵⁷⁾

(端裏書)「遍智院并高良庄事」

醍醐寺遍智院并同院領高良庄者、先師親快法印由緒相伝之地候、而後嵯峨院之御時、定済僧正廻秘計、塞朝憲、雖掠給、一期之後者可付覺洞院々主之由、被仰下候了、仍実勝法印為覺洞院々主、得先師之議候之際、定済入滅之後、無相違⁽⁵⁸⁾拜領候了、而去年三月十三日、実勝他界之翌日、以院領高良庄、又被付定済之門跡候之際、迷是非候、(中略)以此旨可令洩披露給上候、恐惶謹言、

正月廿五日

法印親玄

謹上 坊門前中納言殿

【史料10】(正応四年カ) 五月十三日付親玄重申状⁽⁵⁸⁾

(端裏書)「親玄法印

高良庄事」

高良庄事、定任法印請文謹給候了、子細先度令言上候、如定任之申状者、重々⁽⁵⁹⁾沙汰、預聖断云々、此条尤不審候、其故者、建長・文永両度之勅裁共以於定済之門跡相承者、永被⁽⁶⁰⁾奇捐候了、其後全不⁽⁶¹⁾經沙汰候、①而実勝他界之刻、親

玄在国之間、定任伺件隙賜之了、(中略)宣陽門院御時、成賢・道教・親快等之奉公異他候、親玄又為彼嫡弟、繼門流候之上者、旁奉公之器候、②且去々年比、彼宸筆御書以下并附法状等之正文、備覧候之處、殊可被召仕之由被仰下候之間、御祈等無懈怠候、今依事之縁、暫雖在国仕候、此御所御祈禱可致精勤之由、被⁽⁶²⁾仰下一候之間、抽忠勤候、且為兼卿在国、此等之子細存知事候歟、都鄙之奉公爭無御哀憐候哉、定任与親玄用捨、只仰聖断候、以此等之趣、可令洩披露給上候、恐惶謹言、

五月十三日

法印親玄

謹上 坊門前中納言殿

掲出したのは、初度申状と重申状である。まず、両史料によつて、実勝没後の遍智院ならびに高良庄の相論は、親玄によつて担われたことが分かる。実勝の相論を親玄が継承することは本来自明でないが、親玄は親快弟子として実勝の後継者であることを自認・主張したと思われる。

【史料9】の年次比定について、『大日本古文書』や『鎌倉遺文』は正応三年とする。恐らく、実勝入滅の

「去年三月十三日」に付された「正応二年」の補書を根拠に推定されたものである。⁽⁶⁰⁾しかし、正応三年三月三日付の実勝讓狀案が伝わるため、⁽⁶¹⁾実勝の没年が正応二年以前、すなわち【史料9】の年次が正応三年以前であることはありえない。また両状の宛所である坊門忠世は正応四年十月没であり、【史料9】が正応五年以降であることになると、没後の人物に二度続けて申状を提出していることになり、その可能性は極めて低い。したがって、【史料9】および【史料10】は共に正応四年に比定される。⁽⁶²⁾

【史料10】の傍線部①によると、親玄は実勝入滅時、すなわち正応三年三月には鎌倉に滞在していた。また、傍線部②によると、「去々年比」に後深草上皇（あるいは伏見天皇）より特別に召し使われる旨を命じられたという。後段の「今依事之縁、暫雖在国仕候」と対照させると、「去々年比」すなわち正応二年頃是在京していたと解釈できる。また「此御所」は久明親王（伏見天皇の弟）を指し、京を離れても天皇の弟である將軍への祈禱に励んでいることを「都鄙之奉公」として伏見天皇にアピールする理論構成をとっている。⁽⁶³⁾

以上を整理すれば、親玄が鎌倉を本拠としたのは正応

二年と推察して誤りないだろう。このことは、鎌倉滞在の初見が同年十二月である点と符節が合う。⁽⁶⁴⁾実勝の座主補任は弘安十年七月であったから、それから一年半〜二年ほど後に鎌倉に下向したことになる。反対派の突き上げを受けた実勝が地藏院流正嫡としての影響力を低下させつつあるなかで、親玄は自身の座主就任を目論んだという経緯を想定できる。【史料5】で親玄は、自己の座主就任の前提として実勝を位置づけている。親快嫡流の座を巡って実勝と親玄は対立関係にあったが、親玄は実勝の座主拜任を先蹤として、同法関係にある自身の補任を正当化したのである。また親快弟子の中で親玄が嫡弟であるという主張にも触れたが、あくまでこれは親玄本人の主張である点にも留意すべきである。実勝の影響力低下および入滅を背景に、徐々に自己の正当性を周囲に喧伝した可能性がある。

そして親玄は、鎌倉下向に際し、先述の台皮籠を隨身していた。⁽⁶⁵⁾地藏院流の根本聖教が鎌倉に移されたことになり、鎌倉を本拠に定める親玄の覚悟が窺える。

しかし、親玄が初めて座主に就任したのは下向から九年後の永仁六年（一二九八）であった。次に座主就任に至る経緯を追跡したい。

第二節 親玄の座主就任と幕府挙状

後年、親玄は弟子の覚雄（久我長通の息）に座主職讓状を書き与えている。⁽⁶⁶⁾そこで親玄は「親玄於鎌倉申披子細、預御拳、拜補已及兩度了」と記し、幕府の推挙を受けたことで、永仁六年九月（在任約一年）と乾元二年（嘉元元年、一三〇三）四月（在任約三年半）の二度、座主に就任できたと述べている。⁽⁶⁷⁾初度の座主就任を果たした際、幕府に提出した申状を取り上げる。

【史料11】永仁六年七月廿四日付親玄申状写⁽⁶⁸⁾

（端裏書）「申状案（永仁六／付矢野加賀、）」

逐申、

門徒等状事書一通進之候、

①醍醐座主職事、去年雖預^{（兼同案也）}一往之御拳、依^{（兼同案也）}無公請之勞効、天憐空隔、地忍難^{（兼同案也）}休処、傍流之輩内聖忠僧正帶大閤并執柄之拳状等、已可抽補^{（兼同案也）}之由風聞、彼僧正者偏為顯宗之仁、未及受法之沙汰、加之、於寺家無本坊之仁補当職事、未聞前蹤候、次通海者去月廿日以臨時之宣下、任權僧正、以仙洞御吹嘘^{（伏見上清也）}競望当職、彼者初入^{（兼同案也）}禪室送^{（兼同案也）}数廻之歲月、其後交律宗經多年之星霜、着^{（兼同案也）}大衣趣異門之族、未聞当職

補任之例、加之、非附法之仁不補此職云々、正縁与^{（兼同案也）}傍流差異相隔、用捨如何、旁以無其寄候乎、彼等若達不慮之地望者、親玄有胡顏懸寺僧之名哉、趁世途而甘從、早可捐法財於閑隱之地、全^{（兼同案也）}身命而無由、難忍恥於塵寰之境者歟、但一流之漂滅者、四海之衰微也、重預一挙之恩、將知有道之煽候、今固被守^{（兼同案也）}嚴制云々、此事可依人隨事歟、誠直奏可足之族、為耀身之權威^{（兼同案也）}族望^{（兼同案也）}申御拳状、緯聊爾之間、尤可有予儀歟、②而京都無縁不快之仁、失生涯前途之時、爭無御口入哉、縱雖非閔東御家人、四海之安危、万民之愁訴、尤可被廻^{（兼同案也）}賢慮、何況為護持僧者、被超^{（兼同案也）}越下藹、空失前途之条、上古以来都無先規歟、如此勤勞粉骨之仁、身之安否危急之時、無哀恤之御沙汰者、後昆緣底可成其勇哉、一身全以不飭^{（兼同案也）}虚詞、專可為政道之大都者也、書不^{（兼同案也）}尽言、々不^{（兼同案也）}尽情、只有明察可被^{（兼同案也）}計披露候乎、謹言、

永仁六

七月廿四日

僧正親玄

矢野加賀守殿⁽⁶⁹⁾

③就「此申状」被_レ出_二潤色之御拳状_一了、

醍醐寺座主職事、御理運之上者、定_{（宣力）}被_レ經_二御沙汰_一
歟之由所_レ候也、仍執啓如_レ件、

永仁六

八月十九日

陸奥守_{（北条宣時）}〈御判〉

相模守_{（北条貞時）}〈御判〉

謹上 太政僧正御房_{（親玄）}〈御返事〉

まず傍線部①で、前年の永仁五年に幕府の推挙を得ながら座主就任を逸したことが語られる。ここでは「大閤并執柄」の推挙を得た聖忠が選任されたという。

石田氏はこれらの事例をもって、幕府推挙の効力は必ずしも強力ではないと立論し、幕府推挙の効力を絶対視する研究潮流を批判した。確かに、親玄のこうした事例がある以上、石田氏の指摘は妥当である。しかし、この史料で注目すべきは、傍線部③で示された「潤色之御拳状」の存在ではなからうか。親玄は「一往之御拳」（一往＝一応）では補任に失敗し、「潤色之御拳状」で補任に成功したのである。実は、「一往之御拳」に該当する文書も伝来している。

【史料12】₍₇₀₎

①醍醐寺座主職事、宜_レ在_二聖断_一之由其沙汰候也、

醍醐寺地藏院流と鎌倉幕府

恐々謹言、

永仁五

六月廿五日

陸奥守_{（北条宣時）}〈御判〉

相模守_{（北条貞時）}〈御判〉

謹上 太政僧正御房_{（親玄）}〈御返事〉

②醍醐寺座主職事、御理運之上者、宜_レ被_レ經_二御沙汰_一
歟之由所_レ候也、仍執啓_{（通）}□_レ件、

永仁六

八月十九日

陸奥守_{（北条宣時）}〈御判〉

相模守_{（北条貞時）}〈御判〉

謹上 太政僧正御房_{（親玄）}〈御返事〉

『東寺百合文書』に納められる『醍醐山寺院本仏記』の紙背文書として伝来したものであり、一紙に二通の幕府文書が転載されている。②は【史料11】で引用されている関東御教書に一致し、すなわち「潤色之御拳状」である。とすると、①は「大閤并執柄」の推挙に押し負けた「一往之御拳」そのものであると考えて誤りない。永仁五年という年紀もこれを裏付ける。

双方を比較すると、①には「宜在 聖断之由其沙汰候也」という文言があり、聖断に従う旨のみ記されている。これのみでも拳状として機能しうるが、②では親玄が

「理運」(相応しい、妥当である)であると述べ、座主補任の裁許を受けるよう指示している。幕府が親玄を推す積極的文言があり、^①との差は歴然で、まさに「潤色」の文面である。なお、文書様式について考えると、書止文言について、^②「恐々謹言」、^③「仍執啓如件」と書札札が異なる。したがって、「^④之由所候也」の奉書文言を持つ^⑤は古文書学上の関東御教書の定型であるが、^⑥は同じ文書様式とは言い難い。「其沙汰候也」も上意を奉じていることを示唆するが、様式としては執権・連署の連署形式をとる書状と分類すべきと考える。⁽⁷⁾このように、文書様式においても両者は相違する点がある。

以上を整理すると、永仁六年の親玄座主就任は、幕府の判断により、幕府挙状の効力には強弱が与えられることが分かる事例、と理解すべきである。武家挙状の効力は鎌倉期を通じて漸次強化し、事実上の裁許に近似する。これを踏まえれば、武家挙状が裁許に近接する段階(鎌倉後期)においては、同一案件における武家挙状の効力にも強弱が観察されることになる。

続いて、親玄がこの「潤色之御挙状」を獲得した条件について検討し、更に親玄と将軍・得宗との関係についても考えたい。

第三節 親玄と将軍・得宗

親玄による活動の支柱が将軍祈禱であることは既に確認した。【史料11】の傍線部^②で親玄は、自身が「護持僧」であることを、推挙を受ける根拠として強調している。ここで【史料5】の傍線部^③を参照すると、自らの「奉公は頗る日浅しと雖も」とある。自身の功績を言い連ねる申状において、正応二年〜永仁三年までの六年の歳月を「頗る日浅し」と謙讓するのは不審にも思われる。ここで考えられるのが、護持僧として正式に結番されたのが、永仁三年からさほど遡らない時期だったのではないか、という推測である。つまり、親玄が主張する「奉公」は護持僧としての活動を指すのではないだろうか。⁽⁷⁾親玄は鎌倉での祈禱実績を積むことで、ようやく将軍護持僧に補任されたと思われる。親玄の幕府への奉仕は、護持僧としての活動が柱であり、その実績を背景にして、ついに座主補任を果たす挙状を獲得したのである。

更に、同じく傍線部^③の続きでは、「上将・副将」将軍・得宗への祈禱を専らにしていることが主張されている。

得宗への祈禱が、幕府推挙を引き出す根拠になるという関係は、当時の権力構造を考えれば頷ける。実際『日

記』にも、貞時の依頼に応じた祈禱活動が散見する。し

かし得宗への奉仕は、単に將軍への奉仕の補助的な位置に留まるのだろうか。

ここで、近年の得宗書状に関する議論を想起したい。⁽⁷⁴⁾

北条貞時・高時期に至ると、得宗書状を用いた幕府の口入が出現し、これは当該期に新しく口入の対象となった案件について用いられたと考えられている。親玄もまた貞時の書状を得ていたことが既に知られる。⁽⁷⁵⁾

【史料13】(乾元二年) 閏四月十九日付崇演書状⁽⁷⁶⁾

醍醐寺座主職事御拜任之由、謹承候了、恐惶謹言、

閏四月十九日 沙弥崇演^(北条貞時)(花押)

【史料14】(乾元二年) 閏四月十九日付崇演書状⁽⁷⁷⁾

御先途事、無_二相違_一候之条、尤喜存候、祈事承候了、恐悦候、恐惶謹言、

閏四月十九日 沙弥崇演^(北条貞時)(花押)

【史料15】嘉元三年十二月廿一日付崇演書状⁽⁷⁸⁾

(端裏書)「正文者付_二三条中納言頼藤卿、經_二奏_一

聞_一之由、自_レ宮被_レ申_一之、」

醍醐寺座主職可_レ被_レ讓_二進遍智院宮御方_一□事、承了、御拝堂遅々、誠歎入候、然而以_二御上洛之次、御沙汰可_レ宜候歟、恐惶謹言、

醍醐寺地藏院流と鎌倉幕府

『嘉元三』

十二月廿一日

崇演^(北条貞時)

【史料13】 および 【史料14】 は同日付でありながら内容が区別されており、単なる私信ではなく、それぞれ親

玄の座主職安堵と、祈禱勤仕(貞時に対する奉仕か)の承認のために発給されたと推測される。【史料15】は座

主職の譲与を安堵したもので、同様の性格が認められる。座主職が、関東御教書による推挙の他に、得宗書状を用いた関与の対象となった背景には、親玄と貞時の人格的紐帯が大きく作用していると思われる。

このように、親玄は將軍および得宗への祈禱を介して、自己の権益を獲得・安堵することを目指していた。いわば、当時の幕府の「公」を体現する公方と御内⁽⁷⁹⁾それぞれ

の祈禱勤仕に励んだのである。こうした親玄の行動原理を窺わせる他の事例も存在する。『日記』に記された「備州事」に関する訴訟提起の

方法である。「備州事」の内実は不明だが、親玄ないしは久我家が抱えていた相論のようである。⁽⁸⁰⁾

【史料16】『日記』正応五年⁽⁸¹⁾

(二月廿七日) 今日備州等事、申状付_二飯沼_一了、其子細午時宮律申_レ之、

（三月廿六日）申状付^{（備前）}矢野了、

（三月廿七日）矢ノ宿所へ後素一・皮子十一合遣^レ之、

（四月十一日）矢野之許へ被^レ遣使者^{（丹波長光）}事、何条事

候哉之由気色之由藥院使申候也云々、

（四月十五日）二宮向^二矢野宿所^一了、備州事、可^二

披露^一之由領状云々、

まず、二月廿七日、「備州事」を御内人の飯沼助宗に提出している。またそれとは別に三月廿六日には「申状」を矢野倫景に提出している。倫景は寺社・京下奉行であつたと推定されている。寺社・京下奉行は受理した案件を引付・評定に披露ないしは棄却する役割を担っていた。^{（82）}その翌日、矢野の元へ付け届けを送っている。更に半月ほど経た四月十一日、丹波長光から、矢野の許へ使者を遣わしたのはなぜかと問われている。三月廿六日条の行為を指すかは不明だが、いずれにしても矢野の許に何らかの申状を提出したと考えられる。この四日後には親玄の使者と思われる「二宮」が「矢野宿所」へ参り、「備州事、可披露」ことの承諾を取り付けた。親玄が矢野倫景に提出した申状は「備州事」と考えて誤りないだろう。

問題となるのは、飯沼助宗に提出した「備州事」との

関係である。親玄は飯沼と矢野の双方に申状を提出したと考える余地はないだろうか。^{（83）}

この時期、寺社・京下訴訟について、遅滞が生じている場合は、飯沼助宗以下の御内人五名に提訴するよう定めた幕府法が存在する。^{（84）}彼らに提訴した場合の審理過程については諸説あるが、得宗方での審理に移行したと見る見解がある。^{（85）}この理解が妥当な場合、飯沼へ提出した申状は得宗方の審理に、矢野へ提出した申状は評定ないしは引付への審理に移行したはずである。とすると、親玄は「備州事」について、公方と御内、双方の経路を用いた訴訟を展開していたことになる。こうした戦略を想定したとき、親玄が將軍・得宗に尽力した目的がより明快に捉えられる。

一方で、將軍・得宗の帰依を必要条件とする活動形態は、本寺での活動を困難にした。^{【史料15】}の安堵文言に続くのは、親玄が未だに拜堂を遂げていないことを貞時が嘆く文章である。しかし、この時親玄が鎌倉に滞っているのは、半年前、貞時が嘉元の乱に際して、在京の親玄を鎌倉に呼び戻し、自身の側近で祈禱勤仕を行わせたことをきっかけにする。^{（86）}親玄の醍醐寺における地位回復は貞時の帰依なくしてはありえず、必然的に鎌倉滞

在が要求されるのである。親玄は初度の座主補任に際しても、上洛・拝堂することがなかった。やはり鎌倉を離れることは困難だったのだらう。当然、寺内の反発を招き、親玄は訴えを起こされている。

なお、親玄初度の座主補任は、『新要録』『濫觴篇』によると「在国補任」の初例であるという。

おわりに

本論で述べたことを整理しておく。地藏院流は、醍醐寺の中核的な法流である三宝院流の嫡流として重きをなす可能性があったが、憲深や定済の登場により、次第に寺内での地位を低下させていく。親快は座主補任の勅約を取り付けるが実現しないまま入滅する。親快の弟子である実勝と親玄は、対立的側面も有していたが、結果的にそれぞれ幕府権力による後援を獲得した。

実勝は幕府の実力者安達泰盛と密教の師弟関係という密接な関係を構築し、泰盛の後押しを得て寺内の権益を回復した。この背景には泰盛と亀山院による弘安徳政という政治状況があるが、泰盛没後も亀山院の支持を得て、実勝は座主に就任する。しかしこれは定済方の強い反発を招くことになった。両統迭立の影響もあったと思われ、

実勝は辞任を余儀なくされ、程なく没する。

親玄は、実勝の跡を継ぎ、定済方と相論を展開したが、座主就任を決定づけたのは幕府推挙であった。親玄は護持僧として祈禱勤仕に尽力することで、ついに強力な幕府推挙を獲得することに成功した。また、親玄は得宗貞時へも忠誠を励ました。これは、得宗方による訴訟制度の展開や、得宗による安堵が社会に浸透する時期に該当し、親玄自身もその恩恵に浴したといえる。

次に、実勝と親玄を比較する形で両者の武家権力との関わり方について考えたい。実勝は泰盛の後援を得たが、泰盛が政変に敗れるとそのまま幕府の支持を失ったと思われる、更に持明院統へ皇位が移る事態が重なり、結果的に寺内での権益保持に失敗している。

一方の親玄は、長期的に鎌倉に滞在し、將軍・得宗の祈禱活動に従事し続けた。また、平禪門の乱や嘉元の乱といった、貞時周辺の政変に際しては、自ら貞時の側近に侍して護持に努めた。こうした尽力は、貞時主導の幕府の支持を得て、二度の座主就任を果たし、また弟子への座主職譲与という師資相承を実現した。これが得宗貞時の書状により安堵されている点も重要である。

また両統迭立下の朝廷に目を向けると、親玄の初度座

主就任時の治天は伏見院、二度目は後宇多院であった。更に『日記』には京極為兼や六条有房といったそれぞれ持明院統・大覚寺統の股肱の臣が東下し、共に親玄と交流している様子が窺える⁽⁸⁷⁾。親玄は鎌倉を本拠に選り幕府の強い影響下に身を置くことで、両統迭立という不安定な状況下でも二度の座主就任、そして弟子への譲与を成し遂げたのであった。親玄は鎌倉を舞台にあらゆる縁を手繰り寄せ、自己の権益保持に努めたのである⁽⁸⁸⁾。

親玄のような下向僧の存在はやはり鎌倉後期に顕著な現象と思われ、幕府が朝政に深く関与していく政治過程と軌を一にする。親玄の粘り強い働きかけは幕府の関与の度合いを強め、その結果、僧侶に対する幕府の求心力はより高まったことも容易に推測される。【史料12】の二つの挙状からは武家挙状に強弱があることが察せられるが、関与の度合いを幕府が判断し得るといふ状況は、「幕府僧」による忠誠を強く促したに違いない。武家と「幕府僧」の双方が互いの期待に応えるなかで関係が形成される。この視角が幕府の寺社政策を検討するうえで不可欠のものになるだろう。

実勝・親玄の活動は、寺内で大きな反発を招いた。実勝は未拝堂の辞職、親玄は在国補任の初例であったこと

は既に述べた。『新要録』を編纂した三寶院義演は両者に対して批判的な眼差しを浴びせている。

本論冒頭の『徒然草』では、本寺を離れる顕密僧は見るに堪えないと酷評されていたが、親玄はその典型的な存在であったといえる。親玄に依存した貞時でさえ、親玄の「本寺」での未拝堂は懸念材料であった。畿内の本寺で地位を失った勢力が鎌倉で再起を図ると、ますます本寺と疎遠になるといふ構造が見出せる。

とはいえ、こうした本寺を離れた下向僧が鎌倉仏教界を構成した事実も重要である。鎌倉には下向僧が活動できる土壌があり、親玄についていえば、永福寺別当や將軍護持僧等のポストがこれに該当する。すなわち、將軍御願寺や護持僧制度等が鎌倉仏教界の根幹をなしていたわけだが、その子細な検討は後日の課題としたい。

註

- (1) 小川剛生訳注『新版 徒然草』(株式会社KADOKAWA、二〇一五年)。
- (2) 平雅行「幕府勤仕僧と鎌倉幕府」(同『鎌倉時代の幕府と仏教』塙書房、二〇二四年)。
- (3) 前掲注(2)平氏論文、稲葉伸道「鎌倉幕府の寺社政策に関する覚書」(同『日本中世の王朝・幕府と寺社』吉川

弘文館、二〇一九年、初出一九九九年。

- (4) 石田浩子「醍醐寺地藏院親玄の関東下向―鎌倉幕府勤仕僧をめぐる一考察―」（西弥生編『醍醐寺』戎光祥出版、二〇一八年、初出二〇〇四年）。なお海老名尚氏は、通常、幕府は寺社長官職への介入に消極的だが、親玄の事例は例外的に幕府の関与があったものと理解する（同「鎌倉幕府の御願寺政策―鎌倉幕府の宗教政策解明にむけて―」『史流』三九号、二〇〇〇年）。

- (5) 以上の問題意識は、木下竜馬「部分的な存在としての鎌倉幕府」（山田徹ほか編『鎌倉幕府と室町幕府―最新研究でわかった実像―』光文社、二〇二二年）に整理されている。本論もこの視角に倣った。

- (6) 『血脈類聚記』第十二（『真言宗全書』三九卷）。

- (7) 『醍醐寺新要録』（醍醐寺文化財研究所編、法蔵館、一九九一年。以下、『新要録』巻第十四「座主次第篇」。なお、『醍醐寺座主次第』（『醍醐寺文書』（東京大学史料編纂所架蔵写真帳（請求記号）六一七一・六二一四五）一二六函二四号。明応五年（一四九六）持厳書写本）にも同文の記載がある。

- (8) ダイゴの会による翻刻が『内乱史研究』一四号（一九九三年）、一五号（一九九四年）、一六号（一九九五年）に掲載。

- (9) 伊藤一美「鎌倉における親玄僧正の歴史的位位置」（『鎌倉』九七号、二〇〇三年）。

- (10) 前掲注（4）石田氏論文。

- (11) 前掲注（2）平氏論文では、朝廷との両属を認められた

醍醐寺地藏院流と鎌倉幕府

上層の「幕府僧」と、基本的に幕府に専属する「幕府僧」を区別し、親玄は前者に含まれると理解する。

- (12) そのほか、岩橋小弥太「親玄僧正と其の日記」（『国史学』二号、一九三〇年）、高橋慎一郎「『親玄僧正日記』と得宗被官」（同『日本中世の権力と寺院』吉川弘文館、二〇一六年、初出一九九八年）が、親玄及び「日記」に考察を加えている。また、地藏院流を概観する専論としては、布施淨戒「地藏院流に就て―特に三寺院相承實勝方法流―」（『智山學報』三三、一九五五年）および、佐々木寛如「地藏院流における台皮籠について」（『密教学研究』三四号、二〇〇二年）がある。親快から親玄への付法・付属については、田中悠文「中納言律師御園ノ淨尊伝攷（二）」（『高野山大学密教文化研究所紀要』二〇号、二〇〇七年）、永村眞「寺院史料の生成と機能」第三節「僧」（同『中世寺院史料論』吉川弘文館、二〇〇〇年）にも整理がある。

- (13) 前掲注（6）。

- (14) 最新の辞書的な紹介として、永井晋『鎌倉僧歴事典』（八木書店、二〇二〇年）に親玄および実勝が立項されている。

- (15) 前掲注（4）石田氏論文、藤井雅子「三寶院・三寶院流と醍醐寺座主」（同『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版、二〇〇八年）。以下、特に断りの無いものは両氏の記述による。なお、典拠史料は適宜改めたが、その都度言及していない。

- (16) 建長二年（一二五〇）十一月、醍醐寺極楽坊において

灌頂を受けている(『血脈類聚記』第十(『真言宗全書』三九卷))。

- (17) 三寶院は、正元元年十月二日付親快讓状写(『三寶院流嫡々相承次第』(原藏者不詳、東京大学史料編纂所架蔵謄写本〔請求記号〕二二・一六―一三)、遍智院は、文永二年正月日付親快讓状案(『醒』二卷―三四―(九))によつて確認される。通常、地藏院流は実勝と親玄の代で分派したと理解される。『三寶院流嫡々相承次第』は、実勝方の立場から、地藏院流が三寶院流正嫡であることを主張する記録である。藤井氏は、東京大学史料編纂所架蔵謄写本について、原藏者不詳であること、また奥書も有さないことを理由に、信憑性自体に疑問を呈している。

しかしながら、室町期写の『三寶院嫡々相承次第』が東寺宝菩提院に存する由『国書総目録』に記載があり、また善通寺にもほぼ同内容の冊子本(慶長十二年(一六〇七)の識語あり)が伝わる(『整理番号』五六・五七(『国文学研究資料館平成21年度研究成果報告別冊 総本山善通寺 聖教・典籍目録稿』人間文化研究機構 国文学研究資料館、二〇一〇年)、『国書データベース』に閲覧)。更に慶應義塾蔵(センチュリー赤尾コレクション)本(『整理番号』セ貴二四―一―一九)は有欠ながら卷子装の古写本であり、書風・料紙から鎌倉後期―南北朝と判断して問題ない(年代観は高橋悠介氏のご教示による)。成立年代が中世前期に遡り、以後真言宗寺院で書写が重ねられていたとすれば、地藏院流実勝方の主張として一定の機能を果たしたはずである。確かに虚偽を含む

可能性までは排除できないが、引用される文書の真正性は別に議論すべきことである。なお、本書の内容と齟齬する親玄方の主張は管見の限り見出せず、親快からの譲与に限って言えば矛盾はない。参考として、現存最古写本と目される慶應義塾蔵(センチュリー赤尾コレクション)本の書誌を示す。

- (18) 卷子(未表具)。一軸。紙高二八・三釐。端裏書(『三寶院流嫡々相承次第』『讓状』)。全七紙(第四・五紙間一紙欠落。後欠)。楮紙。雲母引。一紙一十九行縦界線あり。天二条・地一条横界線あり。朱筆(首頂点・血脈の線・注記)あり。巻頭に血脈二種掲載の後、「三寶院流嫡々相承次第」とあり内題と史料される。

(19) なお、親快の住坊である覚洞院も実勝に譲与されている(文永九年八月廿九日付親快讓状(『大通寺文書』五、東京大学史料編纂所架蔵写真帳〔請求記号〕六一七一・六二一四七(京都大学国史研究室架蔵影写本を撮影したもの)、二二・二三)。本文書は、『密宗血脈鈔』下(『続真言宗全書』二五卷)親玄の項に「親快与親玄状」として引用される文書の原本と推測される)。

- (20) 『新要録』卷第十一「遍智院篇」。後掲【史料7】の前後に位置する。

(21) 文永十年十月廿八日付親快讓状(平岡定海氏所蔵史料)二、東京大学史料編纂所架蔵写真帳〔請求記号〕六一七〇・六五―一一)。

- (22) 『血脈鈔・野』『三寶院流事』(『続真言宗全書』二十五卷)。

(22) 前掲注(12)佐々木氏論文、田中悠文「中納言律師御園ノ淨尊伝攷(一)」(『高野山大学密教文化研究所紀要』一九号、二〇〇六年)、大八木隆祥「称名寺聖教に見る親玄相承の『台皮籠』の口決について」(『綜合仏教研究所年報』三十九号、二〇一七年)。

(23) 元亨二年(一二三二)三月十二日付親玄讓状(弘文莊待賢文書、『鎌倉遺文』(以下、『鎌』)二七九八二)、なお『大通寺文書』五、二九〇三丁にも収録。

(24) 『仙芥集』一三函一一(大正大学綜合佛教研究所中世東国仏教研究会編『仙芥集』翻刻・中世真言僧の受法記録)ノンブル社、二〇二二年。親玄の台皮籠相承については、前掲注(21)大八木氏論文にまとめられている。

(25) 建治二年五月廿三日付親快附法状写(前掲注(17)『三寶院流嫡々相承次第』)、前掲注(22)田中氏論文。

(26) 『続伝灯広録』卷第十之下「醍醐山四十三代座主遍智院法印実勝伝」(『続真言宗全書』第三三卷)。

(27) 親玄覺書(『大通寺文書』四、九〇〇九二丁)、『密宗血脈鈔』下、親玄の項にも「親玄僧正御記云」として、ほぼ同内容の記事が掲載されている。また、『大通寺文書』四、八九・九〇丁の建治二年五月廿三日付親快印信はこのときのものと考えられる。

(28) 前掲注(26)。室町期成立の『弘鏡口説』(『続群書類従』第二十七輯上)には、時期は不明ながら、実勝が親玄に対して調伏を試みた逸話が載る。両者の反目がよく知られたことを裏書きする。なお台皮籠の聖教を書写し

た実勝は、覚洞院領の金丸庄を親玄に譲与することで、協調の態度を示したという(前掲注(26))。

(29) 前掲注(15)藤井氏論文。正安元年七月十六日付六条右房奉書(『醍』一一二四二)。親玄に亀山院皇子聖雲法親王の師範を命じたもので、亀山上皇院宣と考えられる。

(30) 徳治二年(一三〇七)十月十八日付親玄申状(『大通寺文書』五、四四・四五丁)。前掲注(4)石田氏論文に指摘がある。三寶院流について、親玄が「為正統嫡々相承」無御不審」旨を「以兩奉行」(右近大夫入道、城介)被仰出」了」と述べる。

(31) 前掲注(15)藤井氏論文、西田友広「醍醐寺座主定済と悪党」(『鎌倉遺文研究』三三三号、二〇一三年)、佐藤亜莉華「金剛王院流の醍醐寺座主輩出と世俗権力」(『ヒストリア』二九一号、二〇二二年)。実際に、『新要録』には憲深や定済方による堂舎造営の記事が数多く収録されている。

(32) 『醍醐山寺院本仏記』(『東寺百合文書』丙号外七)紙背文書、『鎌』未収。『醍醐山寺院本仏記』は醍醐寺の院房と本尊、寺領等を書き上げた目録である。書写奥書によると、正安三年(一三〇一)九月八日に遍智院僧正成賢自筆本を書いたといい、「于」時住于関東二階堂禪房」とあることから、親玄が人に託えて書写した本と分かる(加えて、執筆某および伝領者法印前大僧都某の署判がある)。

(33) 『新要録』卷第十四「座主次第篇」。鎌倉中後期には醍醐寺内での法流間抗争に武力が伴い、地蔵院流も定済方

- と武力衝突を引き起こしたが知られる(前掲注〔31〕西田氏論文、大松さやか「醍醐寺における『僧兵』の実態」(『史艸』五九号、二〇一八年)。
 (34) 『大日本古文書 醍醐寺文書』(以下、『醍』)一五—三三九。

- (35) 前掲注〔15〕藤井氏論文。
 (36) 『大通寺文書』一、三・四丁。
 (37) 前掲注〔15〕藤井氏論文。
 (38) 永村眞「門跡」と門跡」(大隅和雄編『中世の仏教と社会』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
 (39) 正徳年中(一七一—一六)の座主職をめぐる相論に際し、寺社奉行と理性院堯雅・報恩院寛順の間で建長院宣における「門跡」の語義が争点になっている(永村眞「総論 中世寺院と『門跡』」(同編『中世の門跡と公武権力』戎光祥出版、二〇一七年)。
 (40) 建治二年五月日付親快讓状(『大通寺文書』五、二〇丁)。
 (41) 『大通寺文書』一、一八—二〇丁。『思文閣古書資料目録 善本特集第十三輯』(二〇〇一年)にも案文が掲載されている。
 (42) 前掲注〔41〕『大通寺文書』一。
 (43) したがって、「当所之御拳」は石田氏が推定するような、実勝の補任を求める幕府の推拳とは考えられない。前後の文脈から幕府の推拳を指す蓋然性は高いが、誰を推拳したのかなど具体像は不明である。
 (44) 『続群書類従』第二十六輯上所収。

- (45) この受法に言及した早いものとして、多賀宗集「秋田城介安達泰盛」(同『論集中世文化史 上』法蔵館、一九八五年、初出一九四六年)があるが、多賀氏はこれを法爾上人からの受法と理解している。また、福島金治『安達泰盛と鎌倉幕府―霜月騒動とその周辺』(有隣堂、二〇〇六年)には安達泰盛と顕密諸派の關係が整理されており、実勝からの受法にも言及がある。

- (46) 『醍』一五—三四〇七。
 (47) 『新要録』卷第十一「遍智院篇」。
 (48) 『醍』二〇八—三、三四一—一。
 (49) 巽昌子「醍醐寺三寶院と座主職の相承」『醍醐寺座主讓補次第』からの検討」(『比較日本学教育部門研究年報』一四号、二〇一八年)。
 (50) 『群書解題』第五卷。
 (51) 文政二年(一八一九)、『続群書類従』編纂を企図した塙保己一は真福寺文庫を訪問し、仏教関係資料を多く書写したことが知られている。更に保己一はこの文庫のみが所蔵する文献を特に書写対象にしたという指摘がある(井上和歌子「『続群書類従』編纂と真福寺文庫―文政二年時の塙保己一による真福寺文庫訪問の実態調査を通して―」『名古屋大学人文科学研究』三五号、二〇〇六年)。この経緯を加味すれば、本史料の底本が大須観音宝生院(真福寺)本である可能性は極めて高い。
 (52) 『群書解題』第五卷および、黒板勝美編『真福寺善本目録』(一九三五年)は室町時代の写本と推定するが、鎌倉後期まで遡ることも十分考えられる。

(53) 【史料8】にみえる実勝の「無_二挙達_一」は、この挙状が無かったことを指すと考えられる。

(54) 本文の乱れを勘案すれば、未完稿の可能性が高い。また、丸囲みによって見せ消ちを施す方式は草稿本に比較的多いという指摘もこの推測を補強する（小林芳規「見せ消ち符号について―訓点資料を主として―」（『小林芳規著作集 第五巻』汲古書院、二〇二四年、初出一九八七年）。

(55) 実勝の没年は諸説ある。『新要録』『座主次第篇』や「醍醐寺座主次第」（前掲注（7））は正応三年三月十三日とする。一方、「醍醐寺過去帳」（高橋慎一郎「醍醐寺過去帳」データ（高橋敏子研究代表「東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究（研究成果報告書）」二〇〇五年）や「実勝授与記」（『金沢文庫古文書』五八五九号）、『本朝高僧伝』卷十六「醍醐覚洞院沙門実勝伝」（『大日本仏教全書』一〇二巻）は同四年三月十三日の入滅と伝える。更に後述のように同二年とする異説も存する。本稿では正応三年が妥当と考えるが、この点は第三章で考証する。

(56) 『大通寺文書』三、五四・五五丁。前掲注（4）石田氏論文。

(57) 『醒』一五―三四〇八。

(58) 『醒』四―八七一。

(59) 前掲注（4）石田氏論文では、遍智院を管領していた聖雲法親王を親玄が後見する形をとったと推測する。

(60) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳（『醍醐寺文書』二二

函一三号〔請求記号〕六一七一・六一四一四五）に拠れば、当該補書は本文異筆であるうえ、また実際に誤りであるため、後人の書き入れである可能性が高い。

(61) 『醒』三四一―一。

(62) これにより、実勝の没年も正応三年と確定する。前掲注（55）参照。

(63) 土谷恵氏は本文書を正応三年と認めたうえで、宛所の坊門忠世が後深草院に仕えていたことから、親玄は後深草院に祇候する僧であり、後深草院の命により、久明親王東下の正応二年十月までに鎌倉に下向していたと推測する（『東下りの尼と僧』『新日本古典文学大系月報』五二号（第五〇巻附録）、一九九四年）。

(64) 前掲注（4）石田氏論文。『大通寺文書』三、五十四・五十五丁。親玄が正応二年十二月十七日夜に「関東雪下坊」で夢想を得たという記述による。夢想の内容は、見知らぬ老僧が「灌頂大事」として第二・三重の印明を親玄に授けたところ、その内容が親玄が伝受していた「三宝院之嫡々相承大事印明」と一致したというものであった。鎌倉での活動を本格化させるにあたり、三宝院流の正嫡たる自覚を強めた体験と位置付けられよう。

(65) 『仙芥集』一三函一―一一（前掲注（24））。

(66) 元亨二年（一三三二）三月六日付親玄讓状、『大通寺文書』五、二四・二五丁。

(67) 石田氏は、二度目の補任に際する幕府推挙の痕跡がないことをもって、「御挙」は「両度」にからないとする解釈を提示した。しかし、現存史料で推挙が確認できな

いことのみを根拠に、上記の如く限定的に解釈することは難しいと考える。

(68) 『大通寺文書』一、二一～二四丁。前掲注(4)石田氏論文に部分的に引用されている。

(69) 【史料11】の理解については、渡邊正男「関東御教書と得宗書状」(稲葉伸道編『中世寺社与国家・地域・史料』法蔵館、二〇一七年)を参照。なお、既に前掲注(2)平氏論文では、当該の関東御教書を幕府书状の最も正式なものの実例として紹介している。ただし、平氏が引用する「追申」以下は、平氏が典拠とした『正嫡相承秘書』(東京大学史料編纂所架蔵謄写本〔請求記号〕二〇一六―四七八。天保十五年(一八四四)の編纂で、当該部分は『大通寺文書』一の転写)において続けて掲載されている文書の追而書であり、関東御教書の本文ではない。

(70) 『東百』丙号外七『醍醐山寺院本仏記』紙背文書。④『鎌』未収、⑤『鎌倉遺文 補遺編・東寺文書』三九二。なお、両文書には人名注記の朱筆書き入れがあるが省略した。⑥の正文は『大通寺文書』一、二八・二九丁。

(71) 前掲注(69)渡邊氏論文では、親玄が獲得した関東御教書や得宗書状(後述)の類例として、四天王寺念仏三昧院の寺領安堵を挙げている(松岡久人編『広島大学所蔵猪熊文書(一)』(福武書店、一九八二年)「撰津四天王寺文書」。「天王寺念仏三昧院事、勅裁之趣無相違」之由承候了、恐惶謹言」とする延慶元年(一一三〇)十一月十九日付崇演(北条貞時)書状(四号文書)が該当する

と思われるが、同廿七日付で次の幕府文書(三号)も発給されている。史料名は関東御教書とされているが、「承由候」が上意を奉じていることを示唆するものの、やはり関東御教書における奉書文言の定型からは逸脱している。あるいは本文書も執権・連署の書状と認めるべき可能性がある。この文書様式が担った機能について成案はなく、後考を俟たたい。

(端裏書)「関東御返事(天王寺念仏堂事)」

公性僧正遺領内天王寺念仏三昧院事、任御相伝道理、如_レ元可_下令_二管領_一給上之由、被_下院宣之旨、承由候、以_二此趣_一可_下令_二披露_一給上候、恐惶謹言、

〔延慶元

十月廿七日

陸奥守宗宣(花押)

相模守師時(花押)

(72) 木下竜馬「武家への书状、武家の书状」(『史学雑誌』一二八編一号、二〇一九年)。

(73) 鎌倉幕府の将軍護持僧制度は未解明の点が多いが、親玄については「為『関東護持之一薦、積武家奉公之勤勞』という弟子房玄の証言があり、親玄にとっては、護持僧筆頭としての活動が「武家奉公」であつたという認識が窺える(平雅行「鎌倉幕府の将軍祈禱に關する一史料」『大阪大学大学院文学研究科紀要』四七号、二〇〇七年)。(74) 前掲注(69)渡邊氏論文、佐藤雄基「文書史からみた鎌倉幕府と北条氏」(『日本史研究』六六七号、二〇一八年)。(75) 続けて掲出する三点の崇演(北条貞時)書状は、前掲注(74)佐藤氏論文で示された得宗書状一覽に掲載されて

いる（一部典拠を改めた）。

- (76) 『弘文莊待買古書目』第四四号、『鎌』一五一八一。
- (77) 『明治古典会七古書大入札会』第四七回、『鎌』未収。
- (78) 『三戸古典連合会創立十周年記念古典籍下見展観大入札会目録』、『鎌』二二四二三。
- (79) 桃崎有一郎「北条氏権力の専制化と鎌倉幕府儀礼体系の再構築」、『学習院史学』五五号、二〇一七年）。
- (80) この事例は既に高橋一樹氏が注目し、寺社奉行・京下奉行の職掌を検討する文脈で取り上げられている（『鎌倉幕府における権門間訴訟の奉行人』（『年報三田中世史研究』一六号、二〇〇九年））。
- (81) 前掲注(8)の翻刻を元に、前掲注(11)高橋氏論文を参考に整理した。
- (82) 海老名尚「鎌倉幕府の御願寺政策―鎌倉幕府の宗教政策解明にむけて―」（『史流』三九号、二〇〇〇年）、前掲注(80)高橋氏論文。
- (83) 前掲注(80)高橋氏論文では、当該申状は飯沼助宗から矢野倫景に手交されたと理解している。
- (84) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』（岩波書店、初刊一九九五年、第一七刷二〇〇五年）六三二条。
- (85) 寛雅博『日本の歴史10 蒙古襲来と徳政令』（講談社、二〇〇九年、初刊二〇〇一年）。
- (86) 菊池紳一「嘉元三年の乱に関する新史料について」（同『加賀前田家と尊経閣文庫―文化財を守り、伝えた人々―』勉誠出版、二〇一六年、初出二〇〇八年）、梶川

貴子「平禅門の乱における親女の祈禱」（『解釈』六一巻九・一〇号、二〇一五年）。

- (87) 前掲注(9)伊藤氏論文に整理されている。親女は初度の座主就任以前に、京極為兼を介して座主就任の工作を行っていたことが『日記』より判明する（今谷明『京極為兼』ミネルヴァ書房、二〇〇三年）。『史料10』で為兼を自身の活動の証人とするのも、為兼が伏見天皇に親近していたからに他ならないだろう。また六条有房は親女と従兄弟の関係にある。『日記』では鎌倉における有房の活動を見出せるが、これは亀山院の命を受けた大覚寺統復権のための政治工作であったと考えられる（小川剛生『六条有房について』『国語と国文学』七三編八号、一九九六年）。有房から親女に宛てられた書状も残り（『正安三年』五月十三日付六条有房書状（『東寺百合文書』丙外七、『鎌倉遺文 補遺編・東寺文書』四五四）、亀山院からの信頼獲得も有房との縁故が手伝っている可能性がある。政治的立場が極めて対照的な為兼・有房両者との接点から、朝幕間を結ぶ多様な縁の存在が看取される。
- (88) 本論で言及できなかったが、鎌倉における活動の背景には、師である頼助の存在も見逃せない（前掲注(4)石田氏論文）。正応五年六月、親女は北条経時の息で鶴岡八幡宮若宮別当であった頼助から伝法灌頂を受けている。『日記』に見える諸活動も、頼助の弟子として従事したものが多く、公請の実績なくして権僧正に昇進したのも、頼助の大僧正辞退の替として任じられたものであった。『親女者頼助之門弟、大僧正辞退替奉申之、曾無二公請

之勞、其身居「住閑東」、超「教輩之上臆」、昇「極官」之条、雖「不可」然、近日之風儀無力事也」(『伏見天皇宸記』(『増補史料大成 花園天皇宸記二 伏見天皇宸記』) 正応五年二月廿六日条) というよく知られた伏見天皇の慨嘆はこのときのものである。頼助の権勢はそのまま幕府の後押しと受け止められた節がある。

〔付記〕

資料紹介・翻刻を許可くださった大須観音宝生院(真福寺) 大須文庫、萬祥山遍照心院大通寺に深く感謝申し上げます。

資料閲覧を許可くださった慶應義塾大学附属研究所斯道文庫に深く感謝申し上げます。

本稿は「潮田記念基金による慶應義塾博士課程研究支援プログラム」の助成を受けたものである。